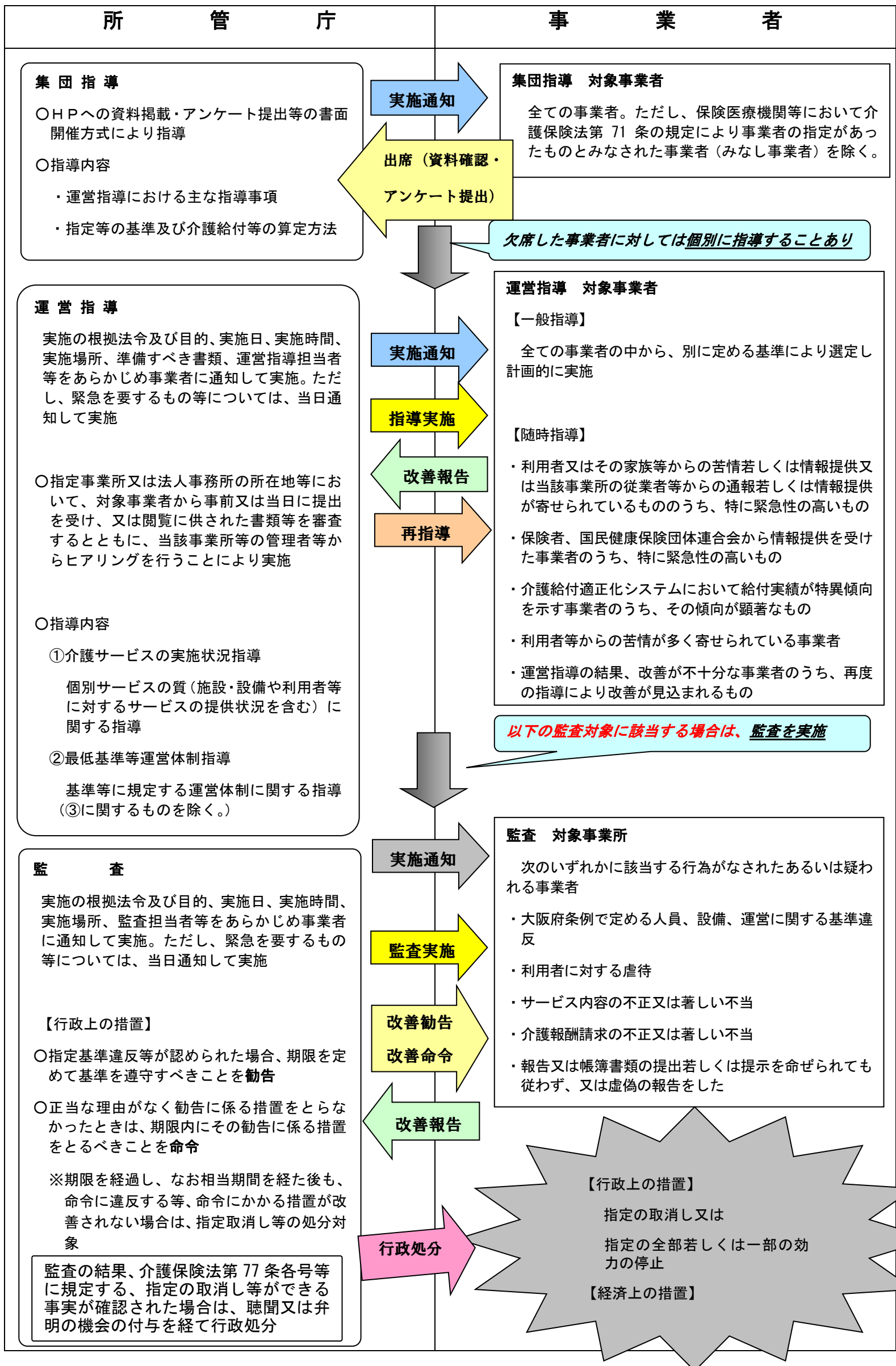


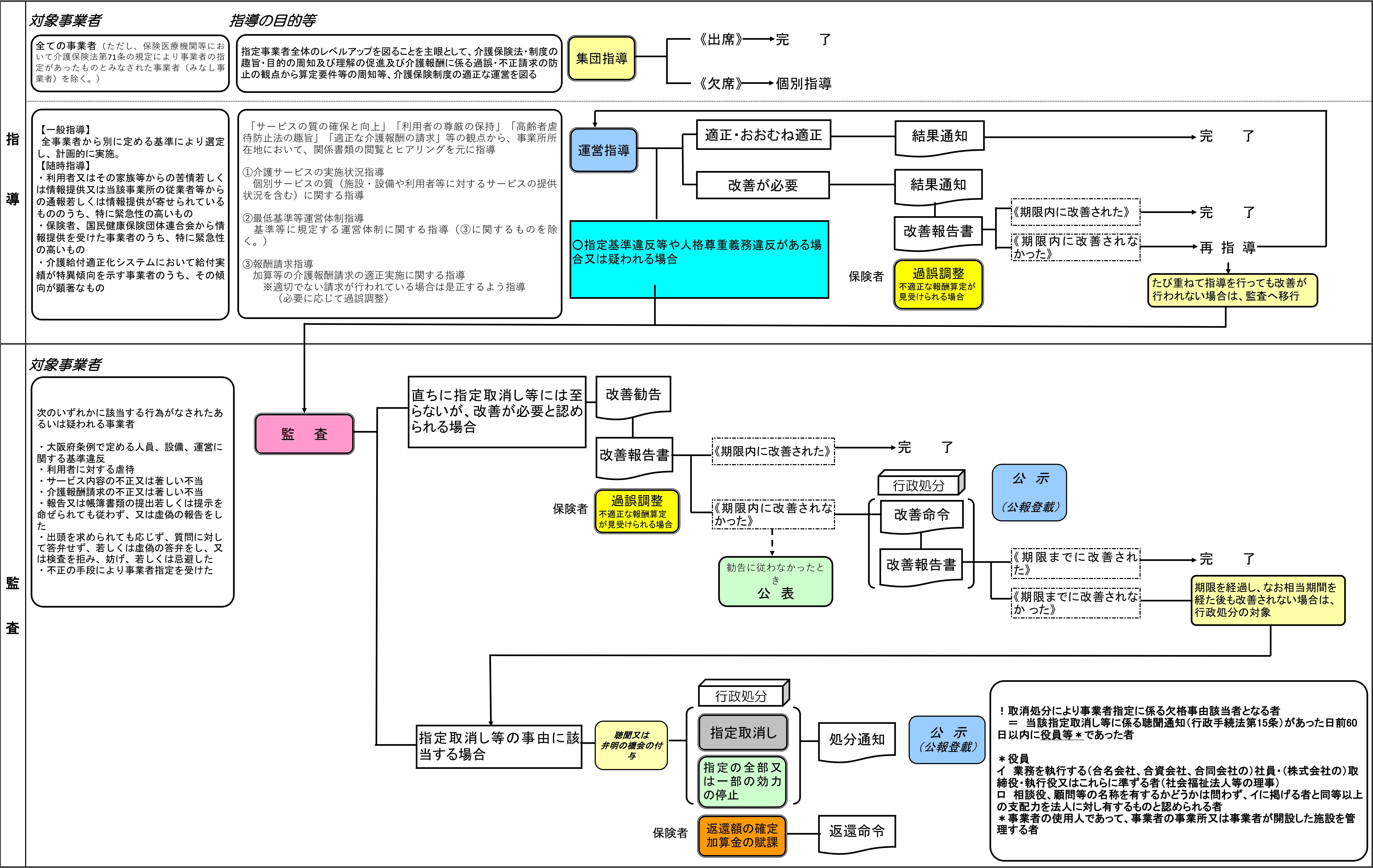
指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査

・ 指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	1
・ 指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図	2
・ 指定介護保険サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】	
指定居宅サービス	3
指定介護予防サービス	9
指定地域密着型サービス	16
指定地域密着型介護予防サービス	24
指定居宅介護支援	31
指定介護予防支援	35
・ 令和元年度～令和7年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例	
居宅サービス	40
地域密着型サービス	44
居宅介護支援・介護予防支援	47
・ 介護保険事業者における業務管理体制の整備	49

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法



指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図



指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 等 の 指 定 の 取 消 し 等 の 規 定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第 77 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第 41 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅サービス事業者が、第 70 条第 2 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号の 2（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第 70 条第 2 項 第 4 号 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第 5 号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1 の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※1 介護保険法施行令第 35 条の 2 第 5 号の 2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの※2 により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※2 介護保険法施行令第 35 条の 3 第 10 号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 6 号まで又は第 7 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 10 号の 2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 5 号の 3 まで、第 6 号の 2 又は第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 11 号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 4 号から第 6 号まで又は第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当する者であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
	第 12 号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 4 号から第 5 号の 3 まで、第 6 号の 2 又は第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当する者であるとき。 第 5 号の 3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第 6 号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 77 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第 6 号の 2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 77 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(2) 指定居宅サービス事業者が、第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。	実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第7号 申請者が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第70条第9項 都道府県知事は、第6項又は前項の意見を勘案し、第41条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 第70条第11項 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第1項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第41条第1項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定居宅サービス事業者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 指定居宅サービス事業者が、第74条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第74条第6項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 第76条第1項 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(8) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 76 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第 41 条第 1 項本文の指定を受けたとき。	第 41 条第 1 項本文 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護サービス費を支給する。
(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。	介護保険法施行令第 35 条の 5 各号 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法、高次脳機能障害者支援法 【33 法律】

条文(参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等の中に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第115条の2第2項 第4号 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第10号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
	第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第6号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備につい

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(2) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。	ての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第7号 申請者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号の2 申請者が、第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号 第7号に規定する期間内に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第115条の2第6項 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第53条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(3) 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 4 第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 4 第 2 項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 4 第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (6) 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 第 115 条の 4 第 6 項 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 第 115 条の 7 第 1 項 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第53条第1項本文の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律 その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	第53条第1項本文 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービス費を支給する。 介護保険法施行令第35条の5各号 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法、高次脳機能障害者支援法 【33 法律】

条文(参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
（介護サービス情報の報告及び公表） 第115条の35 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	第4項 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。 第1項 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 第3項 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
（指定の取消し等） 第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第78条の2第4項 第4号の2 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（介護保険法施行令第35条の2）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（介護保険法施行令第35条の3）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第9号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
	第12号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。 第5号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第5号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第6号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サ

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(2) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 6 項第 3 号から第 3 号の 4 までのいずれかに該当するに至ったとき。	ービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第 7 号 申請者が、第 78 条の 10（第 2 号から第 5 号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 7 号の 2 前号に規定する期間内に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 8 号 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第 78 条の 2 第 6 項 第 3 号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第 1 号又は前 3 号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 3 号の 2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第 1 号の 2 又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 3 号の 3 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 1 号又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
	第3号の4 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。 第1号 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。 第1号の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。 第2号 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第2号の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(3) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。	第 2 号の 3 第 2 号に規定する期間内に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 78 条の 2 第 8 項 市町村長は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 第 78 条の 4 第 1 項 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業員を有しなければならない。 第 78 条の 4 第 5 項 市町村は、第 3 項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。 第 78 条の 4 第 2 項 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。 第 78 条の 4 第 8 項 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(7) 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第114条の6において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 (9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	第28条第5項 市町村は、前項において準用する前条第2項の調査を第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 第27条第1項 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 第2項 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第78条の7第1項 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。 (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	第 42 条の 2 第 1 項 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（略）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。 介護保険法施行令第 35 条の 5 各号 健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 高次脳機能障害者支援法 【33 法律】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(13) 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第 29 条第 18 項の規定による通知を受けたとき。 (14) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (15) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (16) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	老人福祉法第 29 条第 18 項 都道府県知事は、介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第 16 項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。 老人福祉法第 29 条第 16 項 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第 115 条の 12 第 2 項 第 4 号の 2 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第 5 号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（介護保険法施行令第 35 条の 2）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第 5 号の 2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（介護保険法施行令第 35 条の 3）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第 9 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第 4 号の 2 から第 6 号まで又は前 3 号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 10 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第 4 号の 2 から第 5 号の 3 まで、第 6 号の 2 又は第 7 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 11 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 4 号の 2 から第 6 号まで又は第 7 号から第 8 号までのいずれかに該当する者であるとき。 第 12 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 4 号の 2 から第 5 号の 3 まで、第 6 号の 2 又は第 7 号から第 8 号までのいずれかに該当する者であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
	第5号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第6号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号の2 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第7号 申請者が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 4 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至ったとき。	第 7 号の 2 前号に規定する期間内に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 8 号 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第 115 条の 12 第 4 項 第 3 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第 1 号又は前 3 号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 4 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第 1 号の 2 又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第 5 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 1 号又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者であるとき。 第 6 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 1 号の 2 又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者であるとき。 第 1 号 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 115 条の 19 第 2 号から第 5 号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。 第 1 号の 2 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 115 条の 19 第 2 号から第 5 号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。	第 2 号 申請者が、第 115 条の 19 第 2 号から第 5 号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 2 号の 2 申請者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の 19 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 2 号の 3 第 2 号に規定する期間内に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 115 条の 12 第 6 項 市町村長は、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 第 115 条の 14 第 1 項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。 第 115 条の 14 第 5 項 市町村は、第 3 項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	第 115 条の 14 第 2 項 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。 第 115 条の 14 第 8 項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 第 115 条の 17 第 1 項 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。	第 54 条の 2 第 1 項 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第 58 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	介護保険法施行令第35条の5各号 健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 高次脳機能障害者支援法 【33 法律】

指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
（指定の取消し等） 第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第79条第2項 第3号の2 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第4号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第4号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第8号 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第9号 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。 第4号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第5号 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。	当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第6号の2 申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第84条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第6号の3 第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第81条第1項 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。 第81条第2項 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。 第81条第6項 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(5) 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、そ	第28条第5項 市町村は、前項において準用する前条第2項の調査を第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 第27条第2項 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第83条第1項 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に係るのある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
の行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第 46 条第 1 項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	第 46 条第 1 項 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 介護保険法施行令第 35 条の 5 各号 健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 高次脳機能障害者支援法 【33 法律】

指定介護予防支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
（指定の取消し等） 第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第115条の22第2項 第3号の2 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第4号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第4号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第8号 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第9号 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。 第4号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第5号 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

条文（参照条文を 太字 で表記）	参 照 条 文
	第5号の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第6号の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第6号の3 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。	第115条の24第1項 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。 第115条の24第2項 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。 第115条の24第6項 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	第115条の27第1項 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に係るのある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	第58条第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 介護保険法施行令第35条の5各号 健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 高次脳機能障害者支援法 【33 法律】

令和元年度～令和７年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

居宅サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の効力の全部停止６か月 (R7. 6. 1～11. 30)	訪問介護	・利用者Ａについて、令和３年３月から令和６年９月までの間、法人役員の指示により、サービスを提供していない従業員が、サービス提供記録を偽造していた。 ・利用者Ａについて、令和４年１１月から令和６年９月までの間、法人役員の指示により、当該事業所の従業員がサービスを提供していないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を偽造し、介護給付費を不正に請求し受領した	第 77 条第 1 項 第 4 号及び 6 号	不正請求に係る返還額 1,884,365 円 （加算金を含む。）
大阪市	指定の効力の全部停止６か月 (R7. 6. 1～11. 30)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	・第一号事業（介護予防型訪問サービス及び生活援助型訪問サービス）と一体的に運営する指定訪問介護事業において、運営基準違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の 9 第 1 項第 6 号	返還金なし
大阪市	指定の効力の全部停止６か月 (R7. 6. 1～11. 30)	訪問介護	・利用者Ｂについて、令和４年５月から令和６年２月までの間、法人役員の指示により、サービスを提供していない従業員が、サービス提供記録を偽造していた。 ・利用者Ｂについて、令和５年１月から令和６年２月までの間、法人役員の指示により、当該事業所の従業員がサービスを提供していないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を偽造し、介護給付費を不正に請求し受領した	第 77 条第 1 項 第 4 号及び 6 号	不正請求に係る返還額 1,027,042 円 （加算金を含む。）
大阪市	指定の効力の全部停止６か月 (R7. 6. 1～11. 30)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	・第一号事業（介護予防型訪問サービス及び生活援助型訪問サービス）と一体的に運営する指定訪問介護事業において、運営基準違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の 9 第 1 項第 6 号	返還金なし

令和元年度～令和7年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

居宅サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の取消し	訪問介護	・訪問介護員の員数について、指定時から常勤換算方法で2.5名以上確保されておらず、長期間にわたり、人員が満たされていなかった。 ・利用者Aについて、令和5年1月から令和5年11月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・利用者Bについて、令和6年8月から令和6年12月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。	第77条第1項第3号及び6号	不正請求に係る返還額 4,157,288円 (加算金を含む。)
大阪市	指定の取消し	介護予防型訪問サービス	・第一号事業（介護予防型訪問サービス）と一体的に運営する訪問介護事業において、人員基準違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の9第1項第6号	返還金なし
大阪市	指定の取消し	訪問介護	・管理者について、監査実施以後も従業者の業務の実施状況の把握及び従業者に法令を遵守させるための必要な指揮命令が行えていなかった。 ・利用者22名について、少なくとも、令和5年5月から令和7年9月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、計画通りにサービスを提供したものとして介護給付費を不正に請求し受領した。 ・実際にサービスを提供していないにもかかわらず、監査において電子のサービス提供記録を提出し、サービスを提供したとして虚偽の報告を行った。	第77条第1項第4号、6号及び7号	不正請求に係る返還額 22,750,156円 (加算金を含む。)
大阪市	指定の取消し	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	・第一号事業（介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス）と一体的に運営する訪問介護事業において、運営基準違反、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽報告が行われた。	第115条の45の9第1項第6号	返還金なし

令和元年度～令和7年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

居宅サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
枚方市	指定の効力の一部停止1か月 (R7.10.1～R7.10.31)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	- 令和6年3月に、利用者1名の髪を介護職員1名がハサミで切った。利用者や家族の意向を確認することなく、他の職員にも相談せず、当該職員個人の判断で行った。（身体的虐待） - 介護予防短期入所生活介護と一体的に運営している短期入所生活介護事業所において人格尊重義務違反があった。	第77条第1項第5号・第115条の9第1項第10号	なし
茨木市	指定の効力の取消し (R7.3.31)	訪問看護 介護予防訪問看護	- 処分対象事業所は、法令上に規定する員数の指定訪問看護及び指定予防訪問看護の提供に当たる従業者を配置していなかった。 - 監査において、処分対象事業者に処分対象事業所に勤務する従業者の勤務の実績に関する書類の提出を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。 - 処分対象事業者は、指定申請時点において、常勤で勤務の予定のない者を本件申請書及び添付書類に記載し、指定要件を満たしているかのように装い、市へ提出し、不正の手段による指定を受けた。	- 法第77条第1項第3号及び法第115条の9第1項第3号 - 法第77条第1項第7号及び法第115条の9第1項第7号 - 法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第9号	指定以降に受領した介護給付費等について全額を返還。
八尾市	指定の効力の一部停止3か月 (R7.5.1～7.31)	訪問介護・第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）	- サービス提供責任者が、入浴介助時に訪問介護計画に反して、1人の訪問介護員が同日同時時間帯に利用者2人の入浴介助を行うことを共謀して主導し、勤務実態のない訪問介護員の記名によるサービス提供記録に基づき、居宅介護サービス費を不正に請求し受領した。 - 同一所在地で一体的に運営を行っている訪問介護事業所が一部効力停止処分に違反する行為を行った。	第77条第1項第6号、第115条の45の9第1項第6号	不正請求に係る返還額 1,317,137円 (加算金を含む。)

令和元年度～令和７年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

居宅サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
寝屋川市	指定の効力の 全部停止６か月 (R7.6.1 ～ R7.11.30)	訪問看護 介護予防訪問 看護	・指定申請後に勤務予定の看護職員が勤務できなくなり、看護職員が常勤換 算方法で 2.5 人配置されておらず、指定時に人員基準欠如であったこと は、法第 77 条第 1 項第 9 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 9 号に該当するた め。	第 77 条第 1 項 第 9 号 第 115 条の 9 第 1 項第 9 号	0 円
岬町	指定取消	看護小規模多 機能型居宅介 護	・複数回にわたり高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の 身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。また、虐待を行 った従業者が、(当時)代表取締役であった。	介護保険法第 7 8 条の 1 0 第 6 号	

令和元年度～令和7年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

地域密着型サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
河南町	指定の効力の 一部停止3か月 (新規利用者受入) (R2. 12. 24～3. 23)	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	法人代表者が利用者の頬や下肢を強くたたくなどの身体的虐待及び食事の主食とおかずを混ぜて食べさせるなどの心理的虐待を行っていた。 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において、人格尊重義務違反行為があった。	第78条の10第6号 第115条の19第11号	なし
大阪市	指定の効力の 一部停止6か月 (新規利用者受入) (R4. 2. 1～7. 31)	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	前回監査（令和2年3月4日）において行った指導事項（質の向上のための計画的な研修、個別具体的な認知症対応型共同生活介護計画の作成）について、改善報告書を提出してきたにも関わらず、改善されていなかった。 利用者に対し、身体的虐待、身体拘束、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待などが行われた。 介護従事者が、令和元年12月15日以降に虐待を受けたと思われる利用者の写真を確認したにもかかわらず、本市への通報を怠っていた。 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、「介護保険法」及び「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の違反が行われた。	第78条の10第5号、第6号、第12号 第115条の19第11号	介護報酬請求の 上限設定7割 (30%減額)
高槻市	指定の効力の 一部停止3か月 (新規利用者受入) (R6. 3. 1～5. 31)	地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス	・書類及び複数の証言により、令和4年11月26日から令和5年7月20日までの間、生活相談員が全く事業所に配置されていなかった。また、令和4年5月16日から令和4年11月25日までの間、勤務が認められる生活相談員1名が勤務していない時間について、生活相談員が事業所に配置されていなかった。 ・複数の職員から法人本部に対し生活相談員の配置不足について伝達がなされていたにもかかわらず、監査により市に提出された勤務表において、生活相談員の配置基準に適合しているかのような記載を行った。 ・監査において、1名の従業者が、事業所の生活相談員として勤務を行っていないにもかかわらず自身が生活相談員として事業所に勤務していたと証言し、生活相談員の配置基準に適合させるため事実と違う答弁を行った。	第78条の10第4号、9号及び10号 第115条の45第1号、第3号及び第4号	なし

令和元年度～令和7年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

地域密着型サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
高槻市	指定の効力の 一部停止3か月 (新規利用者受入) (R6. 3. 1～5. 31)	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	・少なくとも令和4年12月から令和5年8月までの9か月間、複数の居室において、ナースコールの設置義務を果たさず、緊急時に職員を呼ぶ手段を入居者から剥奪していた。 ・令和5年2月から令和5年8月までの間、1つのユニットに配置されていたユニットリーダーが非常勤職員であった。また、令和5年10月1日から15日までの間、このユニットリーダーが別の事業所に配属されたにもかかわらず、このユニットリーダーが引き続き配置されているものとした勤務表を市に提出した。 ・長期間に渡り、複数の居室においてナースコールが設置されていなかった。 ・令和5年2月2日に行った運営指導において、運営推進会議が開催されていなかったため、おおむね2か月に1回以上開催するよう指導したにも関わらず、以後も開催していなかった。	第78条の10第4号、5号及び6号	なし
枚方市	指定の効力の 一部停止1か月 (新規利用者受入) (R7. 10. 1～10. 31)	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	・入所者1名に対し、介護職員6名がおむつと上の肌着を結び付け外せないようにする身体的拘束を行った。緊急やむを得ない状態かの判断を行うことなく、適正な手続きも行っていなかった。（身体的虐待） ・身体的拘束は、少なくとも令和3年8月から令和4年1月までの期間、行われていた。	第78条の10第6号	なし
岬町	指定の取消し (R7. 11. 30)	看護 小規模多機能型 居宅介護	・令和5年12月9日に1名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体に故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。 ・令和6年4月18日に1名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行い、令和6年4月20日に同じ高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体に故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。 ・虐待を行った従業員が、（当時）代表取締役であった。	第78条の10第6号	なし
枚方市	指定の効力の 一部停止3か月	（介護予防） 認知症対応型	・利用者5名に対しては、管理者を含む7名の職員が、ベッドを壁際に寄せて柵で囲む本人の行動の自由を制限する身体的拘束を行った。緊	第78条の10第6号	なし

令和元年度～令和７年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

地域密着型サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
	(新規利用者受入) (R8. 2. 1～4. 30)	共同生活介護	急やむを得ない場合の三つの要件を満たすかどうかの適正な手続きを経ておらず記録も行っていなかった。利用者５名の内利用者３名に対しては、少なくとも令和６年 12 月から令和７年３月まで身体的拘束が行われていた。(身体的虐待) ・別の利用者４名に対しては、管理者を除く３名（うち１名、重複あり）の職員が、ベッドを壁際に寄せて柵で囲む本人の行動の自由を制限する身体的拘束を行った。緊急やむを得ない場合の三つの要件を満たすかどうかの適正な手続きを経ておらず記録も行っていなかった。(身体的虐待)		

令和元年度～令和７年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

居宅介護支援・介護予防支援

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	居宅介護支援	法人代表者であり管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年 2 月から平成 31 年 2 月までの間、実際に行われていた訪問介護サービスに単位数を追加して虚偽作成した「給付管理票」を大阪府国民健康保険団体連合会に提出することにより、同法人が運営している訪問介護事業所における介護報酬の不正請求をほう助した。また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成した給付管理票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第 84 条第 1 項 第 11 号	なし
熊取町	指定の効力の 全部停止 3 か月 (R2. 6. 30～9. 29)	居宅介護支援	・ 特定事業所加算（Ⅲ）の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員 2 名の人員配置を要するが、そのうち 1 名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成 31 年 1 月 15 日に特定事業所加算（Ⅲ）の基準に適合しているものとして届出を行い、平成 31 年 2 月から平成 31 年 4 月までの期間に利用者 65 名に対し特定事業所加算（Ⅲ）の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。 ・ 特定事業所加算（Ⅱ）の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員 3 名の人員配置を要するが、そのうち 1 名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成 31 年 4 月 8 日に特定事業所加算（Ⅱ）の基準に適合しているものとして届出を行い、令和元年 5 月から令和元年 11 月までの期間に利用者 121 名に対し特定事業所加算（Ⅱ）にかかる特定事業所加算（Ⅲ）分を超える部分の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。	第 84 条第 1 項 第 6 号	不正請求に係る 返還額 1,590,092 円 (加算金含む)

令和元年度～令和７年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

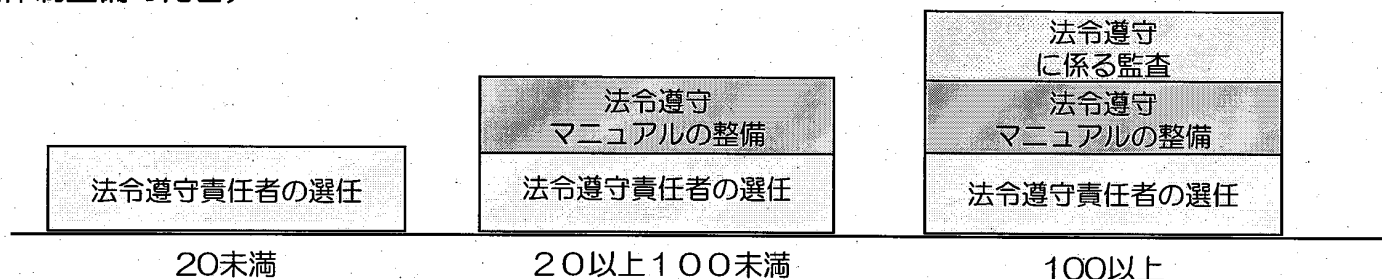
居宅介護支援・介護予防支援

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	根拠規定	経済上の措置
東大阪市	指定の取消し (R2. 8. 1)	居宅介護支援	居宅介護サービス計画費の請求において、以下のとおり、運営基準減算に該当する状態にあるにもかかわらず、当該減算をすることなく不正にこれを請求した。 ・モニタリング結果を記録していない又はサービス担当者会議を開催していない。（利用者 49 名分） ・サービス提供の開始に際し、複数事業者の紹介に関する事項及び選定理由の求説明に関する事項について文書交付による説明を行っていない。（利用者 2 名分）	第 84 条第 1 項 第 6 号	不正請求に係る 返還額 4, 820, 000 円 (加算金含む)
大東市	指定の効力の全部 停止 1 年 (R5. 11. 1～ R6. 10. 31)	居宅介護支援	令和 4 年 1 1 月 2 5 日に市が同事業所で行った運営指導（介護サービス事業所の育成・支援を目的に、運営等が適正になされているか定期的に確認・指導するもの）において、運営基準違反を指摘し改善に向け指導したにも関わらず、令和 5 年 5 月 1 8 日に市の求めに応じ提出のあったケアプラン等の書類を点検したところ、運営基準違反が続いている状態が判明したことに伴い、令和 5 年 6 月 7 日以降、計 3 回にわたる監査を実施し、下記の違反を確認したため。	第 84 条第 1 項 第 3 号	不正請求に係る 返還額 1, 324, 038 円 (加算額を含む。)

介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



指定又は許可を受けている事業所数（みなし事業所（※）を除く）

【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

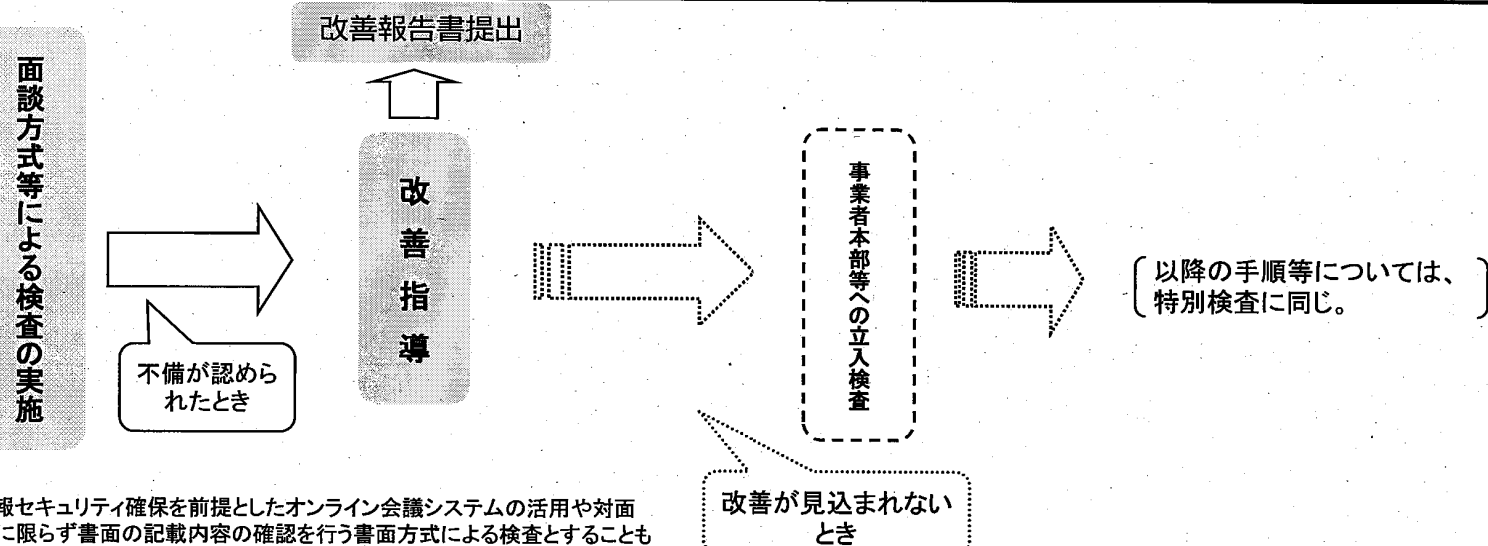
【厚生労働省所管事業者数】（令和6年3月末時点）

合計	小規模事業所等	中規模事業所等	大規模事業所等
192	46	93	53

(※) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

一般検査



※ 情報セキュリティ確保を前提としたオンライン会議システムの活用や対面方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とすることも差し支えない。

特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合の例

